愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策連絡会会則

(名称)

第1条 この会は、愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策連絡会(以下「連絡会」という。)という。

(目的)

第2条 連絡会は、ドメスティック・バイオレンスを防止するため、関係相談機関の情報交換と連絡調整により連携強化を図るとともに、各相談機関が直面する課題に関する総合的な対応について検討・協議を行い、被害者の立場を踏まえた相談体制の充実強化を推進することを目的とする。

(所掌事務)

- 第3条 連絡会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
 - (1) ドメスティック・バイオレンスの防止に関わる関係相談機関の情報交換及び連絡調整
 - (2) 各相談機関が直面する課題に関する総合的な対応についての検討・協議
 - (3) その他必要な事項

(会員)

- 第4条 連絡会の会員は、別表の所属機関の職にあるものをもって充てる。
- 2 連絡会の目的に賛同する行政機関等は、会長の承認により会員になることができる。 (会長及び副会長)
- 第5条 連絡会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、愛媛県保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長をもって充てる。
- 3 副会長は、愛媛県保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課少子化対策推進 マネージャー及び愛媛県警察本部生活安全部人身安全対策・少年課長をもって充てる。
- 4 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順位に従い、 その職務を代行する。

(連絡会の会議)

- 第6条 連絡会の会議は、定例会及び臨時会とし、議長は、会長がこれに当たる。
- 2 定例会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 4 会長が必要と認めたときは、会員以外の者を連絡会に出席させることができる。

(地域別ブロック担当者会)

第7条 地域別ブロック担当者会は、地方局の所管区域毎に開催する。

(事務局)

第8条 連絡会の事務を処理するため、愛媛県保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育 て支援課に事務局を置く。

(会則の変更)

第9条 この会則は、連絡会の議決を経なければ変更することができない。

(補則)

- 第10条 この会則に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。 附 則
 - この会則は、平成12年12月1日から施行する。

附則

この会則は、平成13年7月24日から施行する。

附則

この会則は、平成14年6月20日から施行する。

附 則

- この会則は、平成15年5月27日から施行する。 附 則
- この会則は、平成16年5月25日から施行する。 附 則
- この会則は、平成17年2月16日から施行する。 附 則
- この会則は、平成17年5月17日から施行する。 附 則
- この会則は、平成18年2月20日から施行する。 附 則
- この会則は、平成18年8月1日から施行する。 附 則
- この会則は、平成19年5月22日から施行する。 附 則
- この会則は、平成20年5月15日から施行する。 附 則
- この会則は、平成21年5月14日から施行する。 附 則
- この会則は、平成22年5月18日から施行する。 附 則
- この会則は、平成23年5月17日から施行する。 附 則
- この会則は、平成24年5月15日から施行する。 附 則
- この会則は、平成25年5月16日から施行する。 附 則
- この会則は、平成26年5月15日から施行する。 附 則
- この会則は、平成27年5月19日から施行する。 附 則
- この会則は、平成28年5月20日から施行する。 附 則
- この会則は、平成29年5月17日から施行する。 附 則
- この会則は、平成30年4月23日から施行する。 附 則
- この会則は、平成31年4月23日から施行する。 附 則
- この会則は、令和2年8月25日から施行する。 附 則
- この会則は、令和3年9月22日から施行する。

附則

この会則は、令和4年10月14日から施行する。

附則

この会則は、令和5年11月14日から施行する。

別表

愛媛県保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長

|愛媛県保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課少子化対策推進マネージャー

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長

愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課長

愛媛県福祉総合支援センター所長

愛媛県警察本部総務室広報県民課犯罪被害者支援室長

愛媛県警察本部生活安全部人身安全対策・少年課長

愛媛県東予地方局地域福祉課長

愛媛県南予地方局地域福祉課長

愛媛県東予子ども・女性支援センター所長

愛媛県南予子ども・女性支援センター所長

松山地方法務局人権擁護課長

松山地方検察庁統括捜査官

松山市こども家庭部子育て支援課長

今治市こども未来部ネウボラ政策課長

宇和島市保健福祉部こども家庭課長

八幡浜市市民福祉部子育て支援課長

新居浜市市民環境部男女参画‧市民相談課長

西条市こども健康部子育て支援課長

大洲市市民福祉部子育て支援課長

伊予市市民福祉部子育て支援課長

四国中央市政策部地域振興課長

西予市福祉事務所福祉課長

東温市市民福祉部社会福祉課長

上島町健康福祉部住民課長

久万高原町住民課長

松前町保健福祉部福祉課長

砥部町介護福祉課長

内子町保健福祉課長

伊方町保健福祉課長

松野町町民課長

鬼北町町民生活課長

愛南町保健福祉課長

愛媛県男女共同参画センター館長

愛媛母子生活支援センター所長

松山市男女共同参画推進センター館長

日本司法支援センター愛媛地方事務所長

愛媛弁護士会長